

## 議案第112号

### 大阪州市税条例等の一部を改正する条例案

(大阪州市税条例の一部改正)

第1条 大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「同条第2項」を「同条第11項」に改める。

第40条中「によって」を「により」に改める。

第46条中「ある場合には」を「あるときは」に、「ない場合には」を「ないときは」に改める。

附則第9条及び第10条第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第10条の2中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第13条第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条中第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第14条中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第21条第1項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改める。

附則第22条第1項第6号及び第22条の3第1項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改める。

附則第24条中第18号を第20号とし、第7号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部

分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の価額の当該特定特例適用住宅の価額に対する割合

- (8) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の価額の当該特定特例適用住宅の価額に対する割合

附則第25条の見出しを「(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第26条の見出しを「(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第27条の見出しを「(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第28条の見出しを「(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条第1項から第5項までの規定中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第6項及び第7項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第28条の2の見出しを「(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条第1項及び第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」

に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第5項及び第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第30条の見出しを「(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第31条の見出しを「(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第33条第1項中「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項各号」を「附則第30条第2項各号」に、「平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定」を「平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第33条中第5項を第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項各号」を「附則第30条第3項各号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第33条中第6項を第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項各号」を「附則第30条第4項各号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第33条中第7項を第4項とする。

附則第37条第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第39条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第46条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第49条第1項第2号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第8項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第9項の表第3項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第4項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同表第5項の表第137条第1項の項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

第33条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第17条第1項第1号に掲げる者が、第1

項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

第35条の見出しを「(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の見出しを「(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に、「ならない」を「ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である」に、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

附則第32条の2を附則第32条の2の2とし、附則第32条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第32条の2 市長は、法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第32条の7第4項及び第5項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第113条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第32条の7に次の2項を加える。

4 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第114条の3第2項及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

5 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車（自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに限る。）に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第4項の規定にかかわらず、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、法附則第29条の18第3項（法第451条第4項において準用する同条第2項に係る部分に限る。）に定めるところによる。

附則第33条第1項中「以下この条」を「次項から第4項まで」に改め、同条中第2項から第4項までを次のように改める。

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合

には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	3,800円

第3条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

附則第33条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のも

のに対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(大阪市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大阪市市税条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第114条の次に1款及び款名を加える改正規定中第114条の2を第114条の2の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(環境性能割の課税免除)

第114条の2 日本赤十字社が所有する次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、専らその本来の事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 巡回診療又は患者輸送の用に供する3輪以上の軽自動車
- (2) 血液事業の用に供する3輪以上の軽自動車
- (3) 救護資材の運搬の用に供する3輪以上の軽自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他公益のための事業の用に供する3輪以上の軽自動車

第114条の次に1款及び款名を加える改正規定のうち第114条の3第2項中「及び前項(第4項において準用する場合を含む。)」を「並びに前項及び第4項(法第451条第4項の規定により読み替えて準用される同条第1項に係る部分に限る。)」に改める。

附則第9条の改正規定及び附則第10条第1項の改正規定中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第32条の次に6条を加える改正規定のうち附則第32条の7第1項中「第1項及

び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項を「第1項から第3項まで」に改め、同項の表中「（第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車（営業用の3輪以上の軽自動車に限る。）に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第4項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第29条の18第1項（法第451条第4項において準用する同条第1項及び第2項に係る部分に限る。）に定めるところによる。

附則第33条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「令和元年度分」に、「最初の第113条の2第3項に規定する」を「当該軽自動車が最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第7項及び第8項中「31年新条例」を「令和元年新条例」に改める。

附則第9項中「31年新条例」を「令和元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成30年大阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち大阪州市税条例第38条第5項第1号の改正規定中「及び第55条第7項」を「、第55条第7項及び第10項」に改める。

第4条のうち大阪州市税条例第55条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第7項に係る部分に限る。）中「申告書（以下この項及び次項）」を「申告書（以下この条）」に、「において「申告書記載事項」を「及び第9項において「申告書記載事項」に、「次項において「添付書類記載事項」を「以下この項及び次項において「添付書類記載事項」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、

「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第9項に係る部分に限る。）中「第7項」を「第7項本文」に、「申告は、」を「申告は、申告書記載事項が」に改め、同改正規定に次のように加える。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第14項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告についても、同様とする。

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期

間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第1項の規定による申告書（法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）並びに法第321条の8第4項、第19項及び第23項の規定による申告書に限る。）の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第13項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第14項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15項中「平成32年新条例」を「令和2年新条例」に改め、同項の表第137条第1項の項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第17項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第18項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第19項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第20項中「平成33年新条例」を「令和3年新条例」に改め、同項の表第137条第1項の項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中大阪市市税条例附則第32条の2を附則第32条の2の2とし、附則第32条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第32条の7に2項を加える改正規定及び同条例附則第33条の改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中大阪市市税条例第33条及び第35条から第37条までの改正規定及び附則第5項から第7項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第3条及び附則第10項の規定 令和3年4月1日

(4) 第1条中大阪市市税条例第40条及び第46条の改正規定 令和6年1月1日

### (市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大阪州市税条例（以下「令和元年新条例」という。）附則第13条の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和元年新条例附則第14条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 令和元年新条例附則第14条の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、同条中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）」と、「送付」とあるのは「送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付」とする。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下「令和2年新条例」という。）第33条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 6 令和2年新条例第35条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 7 令和2年新条例第36条第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条第1項に規定する申告書について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 8 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）附則第32条の2並びに第32条の7第4項及び第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 9 令和元年10月新条例附則第33条の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 10 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例附則第33条の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松井一郎

## 説 明

地方税法等の一部改正等に伴い、個人の市民税について住宅借入金等特別税額控除の適用を令和15年度分まで延長し、法人の市民税について納税申告書等の電子申告を義務付けられた資本金1億円超の法人等が電気通信回線の故障等の理由により電子申告をすることが困難であると認められる場合に関し必要な措置を講じ、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、現行と同内容のものを令和2年度分及び令和3年度分に適用するとともに、適用対象を限定した上で令和4年度分及び令和5年度分に適用する措置を講じ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(第1条による改正関係)

(寄附金税額控除)

第29条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、同項及び同条**第2項**に規定するところにより控除す**第11項**

べき額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第26条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)-(2) 省 略

2-17 省 略

(個人の市民税の徴収の方法)

第40条 個人の市民税の徴収については、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第1項又は第66条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収**により**

の方法による。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別

徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期があるときは

ない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。  
ないときは

## 附 則

(法人の市民税の法人税割の税率の特例)

第9条 平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度  
**令和2年3月31日**

業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第27条第1項の規定にかかわらず、100分の11.9とする。

(中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例)

第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。）が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度  
**令和2年3月31日**

分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人については、この限りでない。

## 2-3 省 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例)

第10条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則  
令和4年度

第4条の4第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第13条 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納  
令和15年度

税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年  
令和3年

までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場  
第5項 第7項

合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第38条第1項の規定によって給与支払報告書を提出

する義務がある者から第33条第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

**3 第1項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用について**  
**2 前項**

は、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13条第1項」とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号に掲げ  
**第2項に規定する特**

る寄附金 を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規  
**例控除対象寄附金**

定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定する居住安全改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第22項に規定する補  
**第24項**

助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(7) 省 略

2 省 略

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。以下この条及び附則第22条の3において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省 略

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第29項に規定する補助金  
**第31項**

等の額

(7) 省 略

2 省 略

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省 略

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第29項に規定する補助金  
第31項

等の額

(7) 省 略

2 省 略

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第24条 次の各号に掲げる割合の補正については、当該各号に定める割合により行う。

(1)－(6) 省 略

(7) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の価額の当該特定特例適用住宅の価額に対する割合

(8) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の価額の当該特定特例適用住宅の価額に対する割合

(7)－(18) 省 略

(9) (20)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

令和元年度 令和2年度

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産

税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附  
**令和元年度分 令和2年度分**

則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は同項に規定する平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用  
**令和2年度分**

を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 3 前2項の規定の適用を受ける土地（平成32年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受けるに至った場合における当該土地を除く。）に対して課する  
**令和2年度分**

平成31年  
**令和元年**

度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第  
**度分 令和2年度分**

25条第1項又は第2項」とする。

- 4 平成32年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受ける土地に対して課  
**令和2年度分**

する平成32年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条  
**令和2年度分**

第1項」とする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特  
**令和2年度**

例)

第26条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額に  
**令和2年度**

については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)  
**令和2年度**

第27条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額につ  
**令和2年度**

いては、法附則第19条に定めるところによる。

(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)  
**令和元年度**

第28条 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する通常市街化区域農地(法附  
**令和元年度**

則第19条の2第1項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下同じ。)に対して課  
する固定資産税の課税標準となるべき価格については、同項に定めるところによる。

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに通常市街  
**令和元年度**

化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であった土地が市街化区域農地(法附則  
第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。)以外の農地となる  
事情がある土地については、第78条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法附  
則第19条の2第2項に定めるところによる。

3 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、通常市街化区域  
**令和元年度**

農地である田若しくは畑が通常市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変  
換(これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。)があり、又は通常市  
街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地につい  
ては、第78条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第3項

に定めるところによる。

- 4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は**令和元年度**

第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

- 5 平成31年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第**令和元年度**

7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第5項に定めるところによる。

- 6 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、**令和2年度**

附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。

- 7 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、**令和2年度**

附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定めるところによる。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資**令和元年度**

産税の特例)

- 第28条の2 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街**令和元年度**

化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、

法附則第19条の2の2第1項に定めるところによる。

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに田園住居  
**令和元年度**

地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であった土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、第78条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第2項に定めるところによる。

3 平成32年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、田園住居地域内  
**令和2年度**

市街化区域農地である田若しくは畑が田園住居地域内市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は田園住居地域内市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、第78条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第3項に定めるところによる。

4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（次項又は第  
**令和元年度**

6項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

5 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、  
**令和2年度**

附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、  
**令和2年度**

附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特  
令和2年度

例)

第30条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額に  
令和2年度

については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)  
令和2年度

第31条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額につ  
令和2年度

いては、法附則第26条に定めるところによる。

(軽自動車税の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が  
令和元年度分

初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条に

おいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の

属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第116条の規定の適用については、当分

の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の右欄に掲げる字句とする。

省 略
-----

2. 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適  
用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初  
回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適  
2 第2項

用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初  
初

回車両番号指定

めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条にお

を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に  
いて「初回車両番号指定」という。）

限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番  
号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げ  
令和元年度分 次

る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

6 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適  
3 第3項

用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初  
回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表  
令和元年度分 次

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受ける  
4 第4項

ものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項  
令和元年度分 次

4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 省 略

2-3 省 略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、**令和2年3月31日**

適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納**令和2年度**

税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)-(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、**令和2年度**

所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

### 3-4 省 略

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

第46条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第22条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

**令和5年度**

(市たばこ税の特例)

第49条 次の各号に掲げる期間内に、第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第30条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税の税率は、第131条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 省 略

(2) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 省 略  
**令和元年9月30日**

### 2-7 省 略

8 平成31年10月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する  
**令和元年10月1日**

売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるも

のに限る。)を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

- 9 第3項から第5項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第3項	省 略	省 略
	省 略	<u>平成31年10月31日</u> 令和元年10月31日
省 略	省 略	省 略
第4項	省 略	<u>平成32年3月31日</u> 令和2年3月31日
	省 略	省 略
第5項の表第137条第1項の項	省 略	省 略
	省 略	<u>平成31年10月31日</u> 令和元年10月31日

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

（市民税の申告等）

第33条 省 略

2-4 省 略

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第17条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

5-7 省 略  
6 8

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）  
**扶養親族等申告書**

第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の 給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」と同項に規定する

いう。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)-(2) 省 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(3) 省 略  
(4)

2-5 省 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書 )  
扶養親族等申告書

第36条 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しな  
第203条の6

ればならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の  
所得税法第203条の6第1項

公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）  
に規定する

から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)－(2) 省 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(3) 省 略

(4)

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁  
第203条の6

長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書

を提出することができる。

### 3 省 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金

等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受  
第203条の6第6項

けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

### 5 省 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条 市民税の納税義務者が第33条第1項若しくは第2項の規定によって提出すべ  
により

き申告書を正当な理由なく提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規  
第7項 第8項

定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その  
により

者に対し、100,000円以下の過料を科する。

### 2 省 略

#### 附 則

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第32条 省 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第32条の2 市長は、法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第32条

の7第4項及び第5項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第113条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第32条の2 省 略  
第32条の2の2

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第32条の7 省 略

2-3 省 略

4 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第114条の3第2項及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

5 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車（自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに限る。）に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第4項の規定にかかわらず、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、法附則第29条の18第3項（法第451条第4項において準用する同条第2項に係る部分に限る。）に定めるところによる。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定 (以下この条 において  
次項から第4項まで

「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略
-----

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適

用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30

年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日か

ら令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	3,800円

大阪市市税条例（抄）

（第3条による改正関係）

附 則

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて  
第5項

「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年  
度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分  
の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の右欄に掲げる字句とする。

省 略
-----

2-4 省 略

5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のも  
のに対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から  
令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽  
自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に  
限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の右欄に掲げる字句とする。

大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第63号）（抄）

（第4条による改正関係）

省 略

第114条中「第443条第2項」を「第445条第2項」に改め、同条の次に次の1款及び款名を加える。

第2款 環境性能割

（環境性能割の課税免除）

第114条の2 日本赤十字社が所有する次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、専らその本来の事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 巡回診療又は患者輸送の用に供する3輪以上の軽自動車
- (2) 血液事業の用に供する3輪以上の軽自動車
- (3) 救護資材の運搬の用に供する3輪以上の軽自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他公益のための事業の用に供する3輪以上の軽自動車

（環境性能割の課税標準）

第114条の2 省 略  
第114条の2の2

（環境性能割の税率）

第114条の3 省 略

- 2 ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（乗用車又は車両総重量（法第446条第1項第3号ロに規定する車両総重量をいう。）が2.5トン以下のトラックに限る。）であって、法第451条第2項各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの（法第446条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）並びに 及び第4項（法第451条第4項の規定により読み替えて準用

の規定の適用を受けるものを除く。) に対して  
される同条第 1 項に係る部分に限る。)

課する環境性能割の税率は、100分の 2 とする。

### 3-4 省 略

省 略

附則第 9 条中「平成26年10月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に、「100分の11.9」を  
令和元年10月 1 日

「100分の8.2」に改める。

附則第10条第 1 項中「平成26年10月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に、「11.9分の  
令和元年10月 1 日

2.2」を「8.2分の2.2」に改め、同条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同条の  
次に次の 1 条を加える。

省 略

附則第32条の次に次の 6 条を加える。

省 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第32条の 7 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第114条の 3 第 1 項及び第 2 項 (こ  
第 1 項から第 3 項まで

これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。) 並びに同条第 3 項の規定の

適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる  
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項 (第 4 項において準用する場合を含む。)	省 略	省 略
第 2 項 (第 4 項において準用する場合を含む。)	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

2 法第446条第 2 項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車 (営

業用の3輪以上の軽自動車に限る。) に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第4項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第29条の18第1項(法第451条第4項において準用する同条第1項及び第2項に係る部分に限る。)に定めるところによる。

2 省 略  
3

附則第33条の見出しを「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の第113条の2第3  
令和元年度分 当該軽自動車が最初の

項に規定する

第113条の2第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度

」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改め分

る。

省 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 省 略

(2) 目次の改正規定、第14条第1項第1号及び第3号並びに第27条第1項の改正規定、第113条の前に款名を付す改正規定、同条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第114条の改正規定、同条の次に1款及び款名を加える改正規定、第115条から第117条までの改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第118条から第125条まで及び第127条の改正規定並びに附則第9条及び第10条第1項の改正

規定、附則第32条の次に6条を加える改正規定、附則第33条の改正規定（同条に3項を加える改正規定を除く。）及び第34条第2項の改正規定並びに附則第7項から第9項までの規定 平成31年10月1日  
**令和元年10月1日**

(3) 省 略

2-6 省 略

7 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「31年新条例  
**令和元年**

例」という。）第27条第1項並びに附則第9条及び第10条第1項の規定は、同号**新条例**

に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

8 31年新条例 の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第**令和元年新条例**

2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

9 31年新条例 の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度  
**令和2年度**

以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税  
**令和元年度分**

については、なお従前の例による。

大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成30年大阪市条例第56号）（抄）

（第5条による改正関係）

第4条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

省 略

第38条第5項第1号中「次項第1号」を「次項第1号及び第55条第7項」  
、**第55条第7項及び第10項**

に改め、同条第9項中「含む」を「含む。第55条第9項において同じ」に改める。

第55条に次の3項を加える。

**8項**

7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）  
**この条**

により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第9項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（次  
**以**

項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用  
**下この項及び次項**

電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法その他総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

8 省 略

9 第7項本文の規定により行われた同項の申告は、**申告書記載事項**が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係  
手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、  
同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合  
において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承  
認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の  
規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項にお  
いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の  
4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内  
国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法  
第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第14  
項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書  
類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期  
限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規  
定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつた  
ものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定  
する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期  
間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告  
についても、同様とする。

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けるこ  
とが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総  
務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期  
間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第1項の規定による

申告書（法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）並びに法第321条の8第4項、第19項及び第23項の規定による申告書に限る。）の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

省 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)－(3) 省 略

(4) 第3条及び附則第10項の規定 平成31年10月1日  
令和元年10月1日

(5) 第4条（次号及び第7号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4項の規定 平  
令

成32年4月1日  
和2年4月1日

(6) 第4条中大阪市市税条例第130条第3項及び第131条の改正規定並びに附則第11  
項から第15項までの規定 平成32年10月1日  
令和2年10月1日

(7) 第4条中大阪市市税条例第25条第2項及び第28条の改正規定並びに附則第3項  
の規定 平成33年1月1日  
令和3年1月1日

(8) 第5条及び附則第16項から第20項までの規定 平成33年10月1日  
令和3年10月1日

(9) 第6条及び附則第21項の規定 平成34年10月1日  
令和4年10月1日

(10) 省 略

(市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例第33条第1項の規定は、平  
令

成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市  
和元年度

民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例第25条第2項及び  
第28条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年  
令和3年度 令和2年

度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
度分

#### 4-11 省 略

#### 12 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた平成30年改正法による改正後の法第464 令和2年10月1日

条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

#### 13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日 令和2年11月2日

までに、市長に提出しなければならない。

#### (1)-(3) 省 略

#### 14 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に 令和3年3月31日

記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

15 附則第12項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「平成32年新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（平成32年新条例第130条第1項、令和2年新条例

第131条、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。）を適用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる平成32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

令和2年新条例

同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略
第137条第1項	省 略	省 略
	省 略	<u>平成32年11月2日</u> <u>令和2年11月2日</u>

16 省 略

17 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持す  
令和3年10月1日

る卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000

本につき430円とする。

- 18 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、  
総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日  
令和3年11月1日

までに、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省 略

- 19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に  
令和4年3月31日

記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。  
い。

- 20 附則第17項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほ  
か、附則第1項第8号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下「平成33年  
令和3年

新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（平成33年新条例第130条第1項、  
新条例  
令和3年新条例

第131条、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。）を適用する。この場合には、  
次の表の左欄に掲げる平成33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
令和3年新条例

同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略
第137条第1項	省 略	省 略
	省 略	平成33年11月1日 令和3年11月1日

- 21 省 略